

プレス機械

《 資格関係 》

◎ **プレス機械作業主任者技能講習**

動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業は、プレス機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮、監督等を行うこととなっています。

(法第14条、令第6条、別表第18)

ただし、プレス機械作業主任者技能講習を受講するには、**5年以上の実務経験が必要(事業所の証明が必要)**です。

◎ **プレス機械作業特別教育**

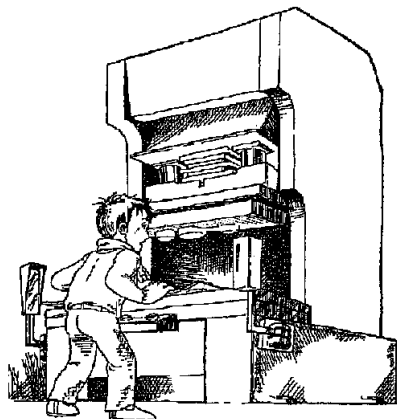
動力により駆動されるプレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの取り付け、取り外し又は調整の業務はプレス機械作業特別教育が必要です。

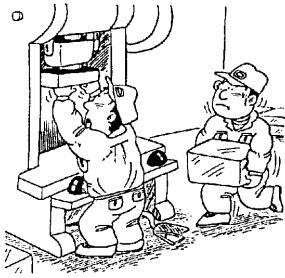
(法第59条、規則第36条)

ただし、労働者の指揮監督を行う主任者にはなれません。主任者は上記の技能講習の資格が必要です。

「プレス機械作業主任者技能講習」の講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
プレス機械その安全装置等の種類構造及び機能に関する知識	6	16
プレス機械その安全装置等の保守点検に関する知識	2	
プレス機械の方法に関する知識	5	
関係法令	2	
修了試験	1	

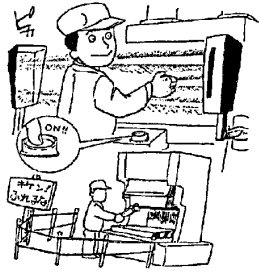




金型の交換



事故



安全対策